

理科アシスタントの募集要項

1. 募集人数

小学校：70名程度 中学校：2名程度

2. 業務内容

小学校、中学校、義務教育学校における理科の観察・実験活動の充実を図るため、教員が作成した指導計画をもとに以下のような支援活動を実施すること。

- ・理科室および理科準備室などの理科教育に使用する特別教室や学習園等の環境整備
- ・観察・実験等の準備、後片付け
- ・観察・実験等の実施の支援
- ・観察・実験等の計画立案の支援や教材開発の支援

3. 応募資格

- ・大学(院)生、退職教員、研究機関・企業等の研究者、技術者(退職者含む)等
 - ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は応募できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

令和6年5月1日から令和7年2月28日まで

5. 勤務条件等

(1) 報酬

時給：1,243円

(2) 費用弁償

通勤手当相当、旅費相当

(3) 勤務時間

年間102時間

(8:45~17:00内の約3時間、年間34日程度。ただし、配置校との調整による)

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始、週のうち勤務校から指定された日

(5) 休暇

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき対応

(6) 勤務地

市立小学校、中学校、義務教育学校

(7) 福利厚生

労働者災害補償保険

(8) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。
 - ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）
 - ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
 - ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(9) その他

- ・報酬及び費用弁償は、給与改定等をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

- ・応募による登録の上、必要に応じて登録者の中から選考し、面接を実施して合格者を決定します。

※登録いただいても、希望する勤務地や勤務時間等の理由で、登録期間中に連絡が無い場合があります。

7. 登録方法

下記どちらかの方法で登録

①Webによる登録

※登録後、必要に応じて面談実施の電話をさせていただきます。

②「理科アシスタント登録書」をダウンロードし、記入、下記担当課へ持参して登録。

※提出時に面談を行いますので、提出する日時は予め下記担当者にご連絡ください。
(都合により、希望の日時に面談実施ができず、別の日をお願いする場合があります。)

※「理科アシスタント登録書」は市HP（教科指導課）の令和5年度理科観察実験アシスタントの募集からダウンロードできます。

(URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/z/kyoikuinkai/kyoukasidouka/8416.html>)

8. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報、神戸市個人情報保護条例に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。

9. 担当課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル
ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局 学校教育部 教科指導課 理科アシスタント担当

電話 (078) 984-0807 (直通)

※平日 9:00~17:30 時まで